

千環審第31号  
平成23年12月28日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県環境審議会  
会長 田 畑 貞 寿



水質汚濁防止法に基づく事項について (答申)

平成23年12月22日付け水保第1583号で諮問のあった「(仮称)水質汚濁防止法第14条第1項の規定による排水等の汚染状態の測定の回数を定める条例骨子案」については、下記の意見を付して原案のとおりとすることが適当であると認めます。

記

1 条例骨子案に対する意見

施行予定については、必要な周知期間を設けることが適当である。

2 その他留意事項

条例骨子案において測定回数を規定しない1日当たりの平均的な排水量が30立方メートル未満の特定事業場については、現在実施されている排水の汚染状態の測定の回数に係る指導を継続することが望ましい。